

[件名] 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針
(案)に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

[氏名] 一般社団法人／日本哺乳類学会／哺乳類保護管理専門委員会／委員長
山田文雄

[郵便番号・住所] 305-8687 茨城県つくば市松の里1 森林総合研究所

[電話番号] 029-829-8376

[FAX 番号] 029-873-3799

[意見]

1. 該当箇所

1 ページ 16 行目

2. 意見内容

「多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの」を削除

3. 理由

「多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの」は、現在の餌資源量のみからの見解であると推察される。林冠を構成する種の天然更新が妨げられていることが多い現状を鑑みると、環境収容力内の生息密度であっても、長期的には生存に支障をきたす可能性のある生息密度であるとも解釈できる。

あえて環境収容力内であることを強調することは管理の必要性を弱める意味にもなるので、「多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの」を記載することは適当でないと考えられる。

1. 該当箇所

1 ページ 17 行目

2. 意見内容

「これらの種による被害については」を「特にニホンジカによる被害については」に修文

3. 理由

イノシシについては、「保護対象を特定して柵を設置することや、加害個体を捕獲することによる対策」により効果が得られると考えられているため（江口 2003、本田ら 2008）。

1. 該当箇所

5 ページ 1 行目

2. 意見内容

「有害鳥獣捕獲」に替わる言葉の提示が必要

3. 理由

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲に、特定計画に基づく個体数の調整の目的での捕獲と合わせて、鳥獣の管理の目的での捕獲と整理されたことに伴い、これまで多用されてきた「有害鳥獣捕獲」という言葉を使わなくなるのであれば、替わりの言葉の提示が望ましいため。さらに、無用な混乱を避けるため、銃砲刀剣類所持等取締法における「有害鳥獣駆除」と鳥獣保護管理法の捕獲の対応関係も明示されることが望ましい。

1. 該当箇所

9 ページ 7 行目

2. 意見内容

「錯誤捕獲の防止のための対策に活用する。」を「錯誤捕獲の防止と錯誤捕獲された際の対応のための対策に活用する。」に修正する。

3. 理由

対象種を特定することが難しいわなについては、錯誤捕獲を完全に回避することはできないため、錯誤捕獲が生じた際の対応対策も講じておく必要がある。

1. 該当箇所

9 ページ 10～12 行目、57 ページ 7 行目

2. 意見内容

捕獲個体の有効利用は、必ずしも鳥獣の管理を促進しない。捕獲個体の搬出と放置については、自然生態系における野生鳥獣の死体の役割も含め、倫理的かつ科学的に方針が示されるべき。

3. 理由

捕獲個体の有効利用は、例えば食肉利用に適した処理を優先すると、捕獲効率が低下し、必ずしも鳥獣の管理を促進しない。

加えて、野生鳥獣の自然死（自然死亡率）は捕獲の強化により減少するものと捉えるのが妥当である。野生鳥獣の死も生態系の重要な一要素と捉えるのであ

れば、捕獲の影響や自然から多くの捕獲個体を搬出することの妥当性は、指定管理鳥獣等捕獲事業における捕獲個体の放置とあわせて整理が必要。

1. 該当箇所

12 ページ 1～2 行目

2. 意見内容

「捕獲許可の…の際に、きめ細かく配慮していく必要がある。」を「捕獲許可の…の際に、きめ細かく配慮していく必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。」に修正する。

3. 理由

地域的に絶滅のおそれのある個体群である四国、九州のニホンカモシカ、四国のツキノワグマについては、科学的・計画的な保護又は管理を実施することが喫緊の課題であるため。

1. 該当箇所

16 ページ 31 行目

2. 意見内容

捕獲のための餌付け（給餌）が、安易な餌付けに当たらないことの補足が必要

3. 理由

給餌を伴うイノシシやニホンジカ等の捕獲が増えており、混乱が生じないよう、それらが安易な餌付けには該当しないことを示すべき。

1. 該当箇所

27 ページ 3 行目

2. 意見内容

狩猟鳥獣の放鳥獣に限った内容に変更し、狩猟鳥獣以外の放鳥獣については方針を示さないように読める。

3. 理由

現行文中の「鳥獣」が「狩猟鳥獣」に限定された理由が不明であり、狩猟鳥獣以外の鳥獣の放鳥獣については方針を示さないように読める。

さらに、オオカミの再導入が提案されている現状においては、それを踏まえた狩猟鳥獣以外の鳥獣の放鳥獣についての方針を示すべきとも考えられる。

1. 該当箇所

29 ページ 24～35 行目

2. 意見内容

「3) ヒグマ及びツキノワグマをわなで…の場合」とその付属事項を「1)」とし、「1) くくりわな…の場合」とその付属事項を「3)」とし、「a イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣」と修正する。

3. 理由

「1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合」の「a」で「イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣」を対象に、輪の直径と締付け防止金具の装着について言及しているが、この表現だとクマ類もくくりわなを使用した捕獲を行う場合があると誤解を招く可能性があるため。

1. 該当箇所

29 ページ 28 行目

2. 意見内容

ワイヤーの材質や形状、強度についての補足が望ましい

3. 理由

ワイヤーの直径が4ミリメートル以上との条件は、大型獣に引きちぎられないための十分な強度の確保を目的としていると思われるが、実際の強度は、材質や単線の太さ等で変化するため、ワイヤーの材質や形状、強度について補足説明があるのが望ましいため。さらに最近是非金属の素材も高強度のものが開発されており、その使用可否の検討に当たっても条件提示が望ましいため。

1. 該当箇所

33 ページ 16～18 行目

2. 意見内容

許可対象者の条件が不明確

3. 理由

「銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。」とは、網猟免許を所持するものがわなを使用して捕獲してもかまわないと読める。さらに、銃器、網、わな以外の方法であっても、網猟免許又はわな猟免許を所持する者であることが原則と読める。

1. 該当箇所

38 ページ 37 行目

2. 意見内容

ニホンカモシカの錯誤捕獲に対する方針も示すべき。

3. 理由

11 ページ 36 行目で「地域的に著しい被害を及ぼしているニホンザル、カモシカ等については…」と示しているニホンカモシカ（指針内ではニホンカモシカとするのが適当ではないか。）の錯誤捕獲についても、現に生じている問題であり方針が必要と考えられるため。国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカについては、文化財保護法との整合も含めて方針が示されるべき。

1. 該当箇所

43 ページ 6～20 行目

2. 意見内容

「国がガイドラインを作成している鳥獣については、ガイドラインに示されている考え方を参考に保護又は管理の目標の設定等を行う。」を追記する。

3. 理由

特定計画の作成に有用な考え方について、国が作成するガイドラインに示されているにも関わらず、その活用について触れられていないため。

1. 該当箇所

54 ページ 1 行目

2. 意見内容

誤字

3. 理由

誤) 誘因餌 正) 誘引餌

-----以上です.

トピックス一覧 | 新着情報一覧 | 報道発表一覧 | 環境Q&A

- ホーム
- 環境省のご案内
- 政策分野・行政活動
- 環境基準・法令等
- 白書・統計・資料
- 申請・届出・公募
- 報道・広報

報道発表資料

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の変更案に関する意見の募集（パブリックコメント）について

2028年6月14日

自然環境

この記事印刷

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の変更案に関する意見の募集（パブリックコメント）について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第3条の規定に基づく、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の変更案に当たり、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、平成28年6月14日（火）から7月13日（水）までの間、意見の募集を行います。

1. 背景

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第3条に基づき、環境大臣が策定するもので、鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項や、都道府県が作成する鳥獣保護管理事業計画に関する事項を定めています。

鳥獣保護管理法第3条では鳥獣保護管理事業計画は基本指針に即して定めることとされており、現行の鳥獣保護管理事業計画が今年度末に終了するため、新たな基本指針を示すこととしています。

環境省では、基本指針の見直しについて平成27年10月27日に中央環境審議会に諮問し、同審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会において検討を進め、今般新しい基本指針の変更案をとりまとめましたので、本案について、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

- + 環境省のご案内
- + 政策分野・行政活動
- + 環境基準・法令等
- + 白書・統計・資料
- + 申請・届出・公募
- 報道・広報

[大臣記者会見・談話等](#)

[報道発表資料](#)

[行事予定](#)

[環境省広報誌 エコジン](#)

[メールマガジン&会員登録サイ](#)

[ト](#)

[環境省図書館のご案内](#)

[こどものページ](#)

[ビデオ・写真ライブラリ](#)

[環境省動画チャンネル](#)

[\(YouTube\)](#)

- + 熊本地震への対応

2. 意見募集対象

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（案）

3. 意見募集期間

平成28年6月14日（火）から平成28年7月13日（水）まで

4. 意見の提出方法

御意見のある方は、別紙「意見募集要項」に沿って郵送、FAX又は電子メールにて御提出願います。意見募集要項に沿っていない場合、無効となる場合がありますので御注意願います。

なお、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

添付資料

[鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（案） \[PDF 306KB\]](#)
[\[PDF 305 KB\]](#)
[（別紙）意見募集要項 \[PDF 16KB\]](#) [\[PDF 15 KB\]](#)
[（参考1）論点ごとの主な変更点 \[PDF 29KB\]](#) [\[PDF 28 KB\]](#)
[（参考2）新旧対照表 \[PDF 580KB\]](#) [\[PDF 579 KB\]](#)

連絡先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

代表：03-3581-3351

直通：03-5521-8285

企画官：東岡 礼治（内線6475）

専門官：野川 裕史（内線6675）

担当：川瀬 翼（内線6476）

担当：黒江 隆太（内線6474）

関連情報

関連Webページ

[中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会](#)

[野生鳥獣の保護及び管理](#)

過去の報道発表資料

平成28年4月28日

[中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会の開催について](#)

平成28年2月12日

[（お知らせ）中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会の開催について](#)

平成27年11月26日

[中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会の開催について（お知らせ）](#)



PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Readerが必要です。
Adobe Reader（無償）をダウンロードしてご利用ください。



環境省（法人番号1000012110001）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) [地図・交通案内](#)

[環境省ホームページについて](#) | [著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [環境関連リンク集](#)

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.